

除染仮置場の原状回復・返還工事について

川俣町内（山木屋地区以外）の除染仮置場のうち、除染廃棄物の場外搬出が完了した下記の仮置場について、原状回復が完了しましたのでお知らせします。

記

○飯坂地区第3仮置場（川俣町飯坂字新田山地内）

- ・工事番号 797 号
- ・工事名 飯坂地区第3仮置場 原状回復・返還工事
- ・発注業者 川俣町字日和田8 (株) 古俣工務店 川俣支店
- ・工期 (自) 令和4年3月8日 (至) 令和4年8月16日

○小島地区第2仮置場（川俣町大字小島字鍋沢山地内）

- ・工事番号 795 号
- ・工事名 小島地区第2仮置場 原状回復・返還工事
- ・発注業者 川俣町大字小島字町畑17-1 高橋工業 (株)
- ・工期 (自) 令和4年3月8日 (至) 令和4年9月12日

※ 飯坂地区第2仮置場（飯坂字大日向山地内）、小綱木地区第2仮置場A・B（小綱木字中道地内）について、現在、原状回復・返還工事を実施中です。また、他の数か所の仮置場につきまして、今年度下半期に発注予定です。今後迅速な原状回復、返還ができるよう努めてまいります。

※ 原状回復・返還工事前の仮置場には、まだ黒い（大型土のう）袋が残置してあったり、ブルーシートで覆われている場合がありますが、この袋は除染廃棄物ではなく、遮へい土のうとして使用していた汚染されていない山砂となります。

今後の原状回復・返還工事の際の再利用などで整理してまいります。

引き続き除染事業の推進に対するご理解とご協力をお願いいたします。

（問い合わせ 原子力災害対策課除染対策係 電話 566-2111 内線 1702, 1705）